

# みなかみ町国民保護計画

## 資料編

平成31年4月（改訂）

みなかみ町

# 目 次

1	関係機関連絡先	
(1)	群馬県	1
(2)	警察	1
(3)	自衛隊	2
(4)	指定地方公共機関	2
(5)	指定地方行政機関	3
(6)	県内市町村	4
(7)	県内消防本部	5
(8)	医療機関等	5
2	条例等	
(1)	みなかみ町国民保護協議会条例	6
(2)	みなかみ町国民保護対策本部及び前橋市緊急対処事態対策本部条例	7
3	関係機関への各種要請等書式	
(1)	国民保護措置要請（16条第4項）	8
(2)	他市町村長、都道府県知事への応援要求（17条, 18条）	9
(3)	自衛隊部隊派遣要請（20条）	10
(4)	警察、自衛隊避難誘導要請（第63条第1項 前段）	11
(5)	警察、自衛隊避難誘導要請県通知（第63条第1項 後段）	12
(6)	指定行政機関等への職員派遣要請（151条）	13
4	避 難	
(1)	指定緊急避難場所一覧表	14
(2)	指定避難場所一覧表	17
(2)	福祉避難所一覧表	20
(4)	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方	21
5	救 援	
(1)	救援の程度及び方法の基準	23
(2)	公用令書	29
(3)	安否情報省令	32
6	武力攻撃災害の最小化	
(1)	火災・災害等即報要領	39
(2)	現地調整所の有り方について（内閣官房）	45
(3)	生活関連等施設	49
7	その他	
(1)	J-ALERT	66
(2)	緊急速報メール	67
(3)	みなかみ町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	68

# 1 関係機関連絡先

## (1) 群馬県

担当課	電話番号	衛星電話番号	FAX	メールアドレス
危機管理室(危機管理室・防災係)	027-226-2244	62-3001-2237	027-221-0158	<a href="mailto:kikikanri@pref.gunma.lg.jp">kikikanri@pref.gunma.lg.jp</a>
危機管理室(計画調整係)	027-226-2258	62-3001-2257	027-221-0158	<a href="mailto:kikikanri@pref.gunma.lg.jp">kikikanri@pref.gunma.lg.jp</a>
危機管理室(情報通信係)	027-226-2253	62-3001-2252	027-221-0158	<a href="mailto:kikikanri@pref.gunma.lg.jp">kikikanri@pref.gunma.lg.jp</a>
消防保安課	027-226-2242	62-3001-2242	027-221-0158	<a href="mailto:hoanka@pref.gunma.lg.jp">hoanka@pref.gunma.lg.jp</a>
利根沼田行政県税事務所	0278-22-4338	62-3171-106	0278-24-3306	
利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185	62-3171-210	0278-22-4479	
沼田土木事務所	0278-24-5511	62-3171-403	0278-24-9943	

## (2) 警察

名称	所在地	電話番号
沼田警察署	沼田市上原町 1738-1	0278-22-0110
水上交番	みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-2049
上毛高原交番	みなかみ町月夜野 1784-1	0278-62-3311
新治交番	みなかみ町布施 119	0278-64-0130
藤原駐在所	みなかみ町藤原 2191	0278-75-2202
月夜野駐在所	みなかみ町月夜野 334	0278-62-2024

### (3) 自衛隊

名称	所在地	電話番号	FAX
自衛隊群馬地方協力本部（沼田事務所）	沼田市東倉内町 227	0278-23-4111	0278-23-4111
陸上自衛隊（第十二通信隊 総務）	榛東村新井 1017-2	0279-54-2011（内線 241）	027-221-0158

### (4) 指定地方公共機関

番号	名称	担当部署	所在地	電話番号	FAX
1	一般社団法人 群馬県 LP ガス協会	事務局	前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 6F	027-255-6121	027-280-6170
2	上毛電気鉄道 株式会社	総務課	前橋市城東町 4-1-1	027-231-3597	027-231-3599
3	上毛電鉄 株式会社	総務課	高崎市鶴見町 51	027-323-8066	027-323-8650
4	一般社団法人 群馬県トラック協会	総務	前橋市野中町 595	027-261-0244	027-261-7576
5	一般社団法人 群馬県バス協会	事務局	前橋市野中町 588	027-261-2072	027-261-5537
6	群馬テレビ 株式会社	報道局	前橋市上小出町 3-38-2	027-219-0007	027-232-0197
7	株式会社 エフエム群馬	総務部	前橋市若宮町 1-4-8	027-230-1882	027-230-1904
8	群馬県医師会	業務部	前橋市千代田町 1-7-4	027-231-5311	027-231-7667
9	群馬県看護協会	業務部	前橋市上泉町 1858-7	027-269-5565	027-269-8601

(5) 指定地方行政機関

番号	名称	担当部署	所在地	電話番号	FAX
1	関東管区警察局（警視庁）	広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000（代）	048-601-5010
2	関東総合通信局（総務省）	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	03-6238-1600（代）	03-6238-1629
3	関東財務局（財務省）	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-1078（直）	048-600-1247
	前橋財務事務所		前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 10 階	027-221-4491	027-224-4426
4	関東信越厚生局（厚生労働省）	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-740-0711（直）	048-601-1325
	群馬事務所		前橋市表町 2-2-6 前橋ファーストビルディング 7 階	027-896-0488	027-896-0540
5	群馬労働局（厚生労働省）	総務課	群馬県前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8・9F	027-896-4732（直）	027-896-2080
6	関東農政局（農林水産省）	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-0464	048-600-0602
	群馬県拠点		前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181	027-221-7015
7	関東森林管理局（林野庁）	総務課	前橋市岩神 4-16-25	027-210-1155（代）	027-210-1154
8	関東経済産業局（経済産業省）	総務部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0213（直）	048-601-1310
9	関東東北産業保安監督部 （経済産業省）	管理部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0433（直）	048-601-1279
10	関東地方整備局（国土交通省）	防災課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1333	048-600-1376
	高崎河川国道事務所		群馬県高崎市栄町 6-41	027-345-6041	027-345-6091
11	関東運輸局（国土交通省）	安全防災・危機管理室	神奈川県横浜市中区北仲道 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7269	045-681-3328
	群馬運輸局	企画輸送監査	群馬県前橋市上泉町 399-1	027-263-4440	027-261-0032
12	東京航空局（国土交通省）	東京空港事務所	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5275-3020	03-5756-1511
13	関東地方測量部（国土交通省）	防災課	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03-5213-2051	
14	東京管区气象台（気象庁）	防災調査課	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-8341（代）	
	前橋地方气象台		群馬県前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 11 階	027-896-1220（代）	

15	関東地方環境事務所（環境省）	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル	048-600-0516（代）	048-600-0517
16	北関東防衛局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1804（代）	
	前橋防衛事務所		群馬県前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 6 階	027-221-5351（代）	

## （6）県内市町村

市町村名	防災担当課	電話番号	FAX 番号
前橋市	危機管理室	027-898-5935	027-221-2813
高崎市	防災安全課	027-321-1352	027-321-1277
桐生市	安全安心課	0277-46-1111	0277-48-9009
伊勢崎市	安心安全課	0270-27-2706	0270-26-6123
太田市	防災防犯課	0276-47-1916	0276-47-1888
沼田市	防災対策課	0278-23-2111	0278-23-2205
館林市	安全安心課	0276-72-4111	0276-72-3297
渋川市	防災安全課	0279-22-2130	0279-24-6541
藤岡市	地域安全課	0274-22-7444	0274-24-4515
富岡市	危機管理課	0274-62-1511	0274-62-0357
安中市	危機管理課	027-382-1111	027-329-6065
みどり市	危機管理課	0277-76-0960	0277-76-2452
榛東村	総務課	0279-54-2211	0279-54-8225
吉岡町	町民生活課	0279-54-3111	0279-54-8681
上野村	総務課	0274-59-2111	0274-59-2470
神流町	総務課	0274-57-2111	0274-57-2715
下仁田町	総務課	0274-82-2110	0274-82-5766
南牧村	総務課	0274-87-2011	0274-87-3628
甘楽町	総務課	0274-74-5131	0274-74-5813
中之条町	総務課	0279-75-8807	0279-75-6562
長野原町	総務課	0279-82-2244	0279-82-3115
嬭恋村	総務課	0279-96-0511	0279-96-0516
草津町	総務課	0279-88-0001	0279-88-0002
高山村	総務課	0279-26-7942	0279-63-2768
東吾妻町	総務課	0279-68-2111	0279-68-4900
片品村	総務課	0278-58-2111	0278-58-2110
川場村	総務課	0278-52-2111	0278-52-2333
昭和村	総務課	0278-24-5111	0278-24-5254

玉村町	生活環境安全課	0270-64-7708	0270-65-2592
板倉町	総務課	0276-82-1111	0276-82-1300
明和町	総務課	0276-84-3112	0276-84-3114
千代田町	総務課	0276-86-2112	0276-86-4591
大泉町	安全安心課	0276-55-0333	0276-63-3921
邑楽町	安全安心課	0276-88-5511	0276-89-0136

### (7) 県内消防本部

消防本部名	所在地	電話番号	管轄市町村
利根沼田広域消防本部	沼田市高橋場町 2049-1	0278-22-0119	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村
前橋市消防局	前橋市朝日町 4-22-2	027-220-4500	前橋市
高崎市等広域消防局	高崎市八千代町 1-13-10	027-322-2391	高崎市、安中市
桐生市消防本部	桐生市元宿町 13-38	0277-47-1700	桐生市、みどり市
伊勢崎市消防本部	伊勢崎市今泉町 2-895	0270-25-3510	伊勢崎市、玉村町
太田市消防本部	太田市鳥山下町 409-1	0276-33-0119	太田市、大泉町
館林地区消防組合消防本部	館林市美園町 7-3	0276-72-3171	館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町
渋川広域消防本部	渋川市 1815-51	0279-25-0119	渋川市、吉岡町、榛東村
多野藤岡広域消防本部	藤岡市藤岡 982	0274-22-1306	藤岡市、高崎市吉井町、神流町、上野村
富岡甘楽広域消防本部	富岡市富岡 1922-7	0274-62-4325	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻広域消防本部	吾妻郡東吾妻町大字原町 35	0279-68-0119	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村

### (8) 医療機関等

医療機関名	所在地	電話番号
【基幹災害拠点病院】 前橋赤十字病院	前橋市朝日町 3-21-36	027-224-4585
【地域災害拠点病院】 国立病院機構沼田病院	沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181
【地域災害拠点病院】 利根中央病院	沼田市沼須町 910-1	0278-22-4321
財団法人 日本中毒情報センター	茨城県つくば市天久保 1-1-1	029-856-3566
群馬県衛生環境研究所	前橋市上沖町 378	027-232-4881

## 2 関係条例等

### (1) みなかみ町国民保護協議会条例

平成 18 年 6 月 28 日  
みなかみ町条例第 69 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、みなかみ町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(2) みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 6 月 28 日  
みなかみ町条例第 68 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、みなかみ町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 関係機関への各種要請等書式

#### (1) 国民保護措置要請（16条第4項）

号  
年 月 日

●●●●● 様

みなかみ町長

#### 国民保護措置の実施について（要請）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第16条第4項の規定に基づき、下記のとおり、貴●●の所掌事務にかかる国民の保護のための措置の実施を要請します。

#### 記

- 1 要請の理由
- 2 要請する活動の内容
- 3 要請する活動の時期
- 4 その他

問い合わせ先  
みなかみ町

#### ○国民保護法

第16条第4項 第1項及び第2項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(2) 他市町村長、都道府県知事への応援要求(17条、18条)

号  
年 月 日

●●市(町村)長 様  
群馬県知事 様

みなかみ町長

国民保護措置にかかる応援の実施について(要請)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第17条(18条)第1項の規定に基づき、下記のとおり、応援を要求します。

記

- 1 要求の理由
- 2 要求する活動の内容
- 3 要求する活動の時期
- 4 その他

問い合わせ先  
みなかみ町

○国民保護法

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第17条第1項 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第18条第1項 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応援を求めることができる。

- 2 第12条第1項後段の規定は、前項の場合について準用する。(応援を拒んではならない)

(3) 自衛隊部隊派遣要請(20条)

号  
年 月 日

群馬県知事 様

みなかみ町長

自衛隊の部隊の派遣要請について(要請)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第20条第1項(又は第183条において準用する第20条第1項)の規定に基づき、下記のとおり、部隊等の派遣要請を行なうよう求めます。

記

- 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を要請する区域及び活動内容
- 4 その他

問い合わせ先  
みなかみ町

○国民保護法

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第20条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

第183条 緊急対処事態の場合の準用規定

(4) 警察、自衛隊避難誘導要請 (第63条第1項前段)

号  
年 月 日

警察署長 (沼田警察に限らず) 様  
派遣部隊の長 (自衛隊法施行令第8条に規定する部隊の長) 様

みなかみ町長

避難誘導にかかる要請について (要請)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第63条第1項 (又は第183条において準用する第63条第1項) の規定に基づき、下記のとおり、避難住民の誘導を要請します。

記

- 1 要請理由
- 2 対象地域、避難先等 避難実施要領のとおり

問い合わせ先  
みなかみ町

○国民保護法

(警察官等による避難住民の誘導等)

第60条 前条第1項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等 (以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。) の長 (政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。) に対し、警察官、海上保安官又は自衛官 (以下「警察官等」という。) による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

第183条 緊急対処事態の場合の準用規定

(5) 警察、自衛隊避難誘導要請県通知（第63条第1項後段）

号  
年 月 日

群馬県知事 様

みなかみ町長

避難誘導にかかる要請の実施について（通知）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第63条第1項（又は第183条において準用する第63条第1項）の規定に基づき、下記のとおり、避難住民の誘導を要請しましたので同条の規定に基づき通知します。

記

- 1 要請理由
- 2 要請先 沼田警察署長、派遣部隊の長
- 3 要請内容 避難実施要領のとおり

問い合わせ先  
みなかみ町

○国民保護法

（警察官等による避難住民の誘導等）

第60条 前条第1項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

第183条 緊急対処事態の場合の準用規定

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 自衛隊法第76条第1項 | 防衛出動（内閣総理大臣命令） |
| 〃 第78条第1項   | 治安出動（内閣総理大臣命令） |
| 〃 第81条第2項   | 治安出動（県知事要請）    |
| 〃 第77条の4第1項 | 国民保護派遣         |

(6) 指定行政機関等への職員派遣要請(151条)

号  
年 月 日

群馬県知事 様  
(指定行政機関の長 様)

みなかみ町長

職員の派遣要請について(要請)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第151条第1項の規定に基づき、下記のとおり、職員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣を要請する機関及び理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 その他

問い合わせ先  
みなかみ町

○国民保護法

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第151条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である行政執行法人(独立行政法人通則法第2条第4項の行政執行法人)をいう。以下この項及び第153条において同じ。)に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 市町村長等が第1項の規定による職員の派遣を要請するときは、都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

## 4 避 難

### (1) 指定緊急避難場所一覧表

※指定避難所との重複施設：★(40 施設)

No	名称	住所	電話番号
1	★古馬牧小学校	みなかみ町後閑 1064	0278-62-2414
2	大中島公園	みなかみ町後閑字大中島地内	-
3	みなかみ町中央公民館	みなかみ町後閑 321-1	0278-25-5025
4	みなかみ町月夜野多目的広場	みなかみ町後閑 38	-
5	★月夜野南部体育館	みなかみ町政所 463-1	-
6	月夜野南部運動広場	みなかみ町政所 933-1 地内	-
7	真政河原児童公園	みなかみ町政所 1021	-
8	月夜野総合公園（野球場）	みなかみ町下津字沼田地先	-
9	月夜野総合公園（人工芝サッカー場）	みなかみ町下津字沼田地先	-
10	月夜野総合公園（ゲートボール場）	みなかみ町下津字沼田地先	-
11	月夜野総合公園（ターゲットバードゴルフ場）	みなかみ町下津字沼田地先	-
12	月夜野名胡桃体育館	みなかみ町上津 1244	-
13	月夜野総合公園（人工芝ホッケー場）	みなかみ町月夜野 143 地先	-
14	★月夜野中学校	みなかみ町月夜野 80	0278-62-1605
15	つきよのこども園	みなかみ町月夜野 464	0278-25-8400
16	★桃野小学校	みなかみ町月夜野 583	0278-62-2416
17	★利根商業高等学校	みなかみ町月夜野 591	0278-62-2116
18	★月夜野総合体育館	みなかみ町月夜野 135-3	0278-62-2461
19	★旧月夜野幼稚園	みなかみ町月夜野 3273-2	-
20	蟹粹児童公園	みなかみ町月夜野 3272-4	-
21	月夜野矢瀬親水公園	みなかみ町月夜野 2936	0278-20-2123
22	★小川多目的集会場	みなかみ町小川 460-2	0278-62-3486
23	★小和知公民館	みなかみ町小川 3811-1	-
24	★月夜野北小学校	みなかみ町上牧 880	0278-72-3352
25	★みなかみ町カルチャーセンター	みなかみ町上牧 1735	0278-20-4040
26	★上牧公民館	みなかみ町上牧 1715	0278-72-4833
27	月夜野北部体育館	みなかみ町上牧 1735	0278-20-4040
28	月夜野北部運動広場	みなかみ町上牧 1821-1	-
29	★下牧公民館	みなかみ町下牧 682-1	-



30	★ヒルトップならまた	みなかみ町藤原字洗ノ沢	0278-75-2511
31	★坂東会館	みなかみ町藤原 5817-3	0278-75-2454
32	★国民休養施設	みなかみ町藤原 6000	-
33	★藤原小・中学校体育館	みなかみ町藤原 3491	0278-75-2103
34	藤原湖畔公園（蟹掛）	みなかみ町藤原字蟹掛地内	-
35	藤原湖畔公園（西）多目的広場	みなかみ町藤原字西地内	-
36	藤原湖畔公園（横山）多目的広場	みなかみ町藤原字横山地内	-
37	水上農業者トレーニングセンター（北部）	みなかみ町藤原 4053	-
38	★栗沢会館	みなかみ町栗沢 262-1	0278-72-8545
39	★水上農林漁業者等健康増進施設（中部）	みなかみ町綱子 165-1	-
40	旧幸知小学校（校庭）	みなかみ町幸知 101	-
41	湯桧曾公園	みなかみ町湯桧曾 215-3	-
42	★水上中部コミュニティセンター	みなかみ町大穴 270-4	-
43	大穴多目的広場	みなかみ町大穴 270	-
44	★鹿野沢会館	みなかみ町鹿野沢 98	0278-72-3653
45	★小日向林業集会所	みなかみ町小日向 473	0278-72-6161
46	★高日向会館	みなかみ町高日向 96-3	-
47	寺間運動公園（野球場）	みなかみ町寺間 479-5	-
48	寺間運動公園（サッカー場）	みなかみ町寺間 479-5	-
49	★水上農業者等健康増進施設（南部）	みなかみ町川上 402-1	0278-72-4944
50	活性化センター（水紀行館）	みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-1425
51	水産学習館（水紀行館）	みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-1425
52	みなかみ町駐車場（湯原）	みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-1425
53	水上公民館	みなかみ町湯原 441	0278-72-3707
54	★水上社会体育館	みなかみ町湯原 441	0278-72-3707
55	★水上中学校	みなかみ町湯原 222	0278-72-2124
56	★水上小学校	みなかみ町湯原 968	0278-72-2054
57	★みなかみ町高齢者婦人センター	みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-8707
58	湯テルメ谷川	みなかみ町谷川 514-12	0278-72-2619
59	★永井宿郷土館	みなかみ町永井 452-1	0278-66-1343
60	★猿ヶ京多目的集会施設	みなかみ町猿ヶ京温泉 254	0278-66-1346
61	猿ヶ京温泉交流公園（まんてん星の湯）	みなかみ町猿ヶ京温泉 1150-1	0278-66-1126

62	★赤谷公民館	みなかみ町相俣 2173	0278-66-1411
63	★旧猿ヶ京小学校	みなかみ町相俣 1744-15	-
64	★新治農村環境改善センター	みなかみ町湯宿温泉 2272-49	-
65	★新治高齢者会館	みなかみ町須川 1346-3	0278-64-1035
66	新治中央運動公園（野球場）	みなかみ町須川 1362-1	0278-64-2388
67	新治中央運動公園（多目的広場）	みなかみ町須川 1362-1	0278-64-2388
68	新治中央運動公園（テニスコート）	みなかみ町須川 1362-1	0278-64-2388
69	新治 B&G 海洋センター	みなかみ町須川 1275-1	0278-64-2388
70	農林漁業体験実習館（豊楽館）	みなかみ町須川 847	0278-64-2210
71	★にいはるこども園	みなかみ町須川 774-1	0278-64-0931
72	★入須川社会体育館	みなかみ町入須川 1924	-
73	農村交流公園（遊神館）	みなかみ町入須川 378	0278-64-2626
74	新治公民館（新治支所）	みなかみ町布施 365	0278-64-0111
75	★新治中学校	みなかみ町布施 238	0278-64-0351
76	★新治小学校	みなかみ町新巻 208	0278-64-0023
77	フルーツ公園（ドールランドみなかみ）	みなかみ町新巻 5-10	0278-64-2800
78	★下羽場多目的集会施設	みなかみ町羽場 139-3	-
79	★師田集会所	みなかみ町師田 183-1	-

## (2) 指定避難所一覧表

No.	行政区	名称	所在地	電話
1	後閑区	古馬牧小学校	みなかみ町後閑 1064	0278-62-2414
2	後閑区	後閑公民館	みなかみ町後閑 1244-7	0278-62-6670
3	師区	師公民館	みなかみ町師 473-1	0278-62-6116
4	真政区	真政公民館	みなかみ町政所 753-1	0278-62-6270
5	真政区	月夜野南部体育館	みなかみ町政所 463-1	-
6	小川島区	小川島公民館	みなかみ町下津 1314-1	-
7	南区	南区集落センター	みなかみ町下津 451-6	0278-62-6890
8	竹改戸区	竹改戸交流センター	みなかみ町下津 4343-4	0278-62-1402
9	中村区	中村集落センター	みなかみ町下津 2419	0278-62-6411
10	下区	下区集落センター	みなかみ町上津 2019-1	0278-62-3455
11	上区	上区多目的集会施設	みなかみ町上津 1437-1	0278-62-1747
12	町組区	月夜野会館	みなかみ町月夜野 581-11	0278-62-3446
13	町組区	月夜野中学校	みなかみ町月夜野 80	0278-62-1605
14	町組区	桃野小学校	みなかみ町月夜野 583	0278-62-2416
15	町組区	利根商業高等学校	みなかみ町月夜野 591	0278-62-2116
16	町組区	月夜野総合体育館	みなかみ町月夜野 135-3	0278-62-2461
17	町組区	旧月夜野幼稚園	みなかみ町月夜野 3273-2	-
18	上組区	上組公民館	みなかみ町月夜野 1777-2	-
19	小川区	小川多目的集会場	みなかみ町小川 460-2	0278-62-3486
20	湊尻区	湊尻公民館	みなかみ町小川 2307-12	-
21	和名中区	和名中公民館	みなかみ町小川 2669	-
22	小和知区	小和知公民館	みなかみ町小川 3811-1	-
23	下石倉区	下石倉多目的施設	みなかみ町石倉 718-4	-
24	上石倉区	上石倉多目的集会施設	みなかみ町石倉 209-1	-
25	上牧区	上牧公民館	みなかみ町上牧 1715	0278-72-4833
26	上牧区	月夜野北小学校	みなかみ町上牧 880	0278-72-3352
27	上牧区	みなかみ町カルチャーセンター	みなかみ町上牧 1735	0278-20-4040
28	下牧区	下牧公民館	みなかみ町下牧 682-1	-
29	大沼区	大沼公民館	みなかみ町大沼 145-1	-
30	奈女沢区	奈女沢集会場	みなかみ町奈女沢 146-1	-
31	藤原上区	ネイチャービュー矢木沢	みなかみ町藤原字矢木沢	0278-75-2081
32	藤原上区	ヒルトップならまた	みなかみ町藤原字洗ノ沢	0278-75-2511

33	藤原上区	坂東会館	みなかみ町藤原 5817-3	0278-75-2454
34	藤原上区	国民休養施設	みなかみ町藤原 6000	-
35	藤原中区	水上北部改善センター	みなかみ町藤原 2254-3	0278-75-2543
36	藤原中区	藤原小・中学校	みなかみ町藤原 3491	0278-75-2103
37	藤原下区	平出会館	みなかみ町藤原 796	-
38	栗沢区	栗沢会館	みなかみ町栗沢 262-1	0278-72-8545
39	綱子区	水上中部生活改善センター	みなかみ町綱子 106-1	-
40	綱子区	水上農林漁業者等健康増進施設（中部）	みなかみ町綱子 165-1	-
41	幸知区	幸知会館	みなかみ町幸知 205-1	-
42	湯桧曾区	湯桧曾会館	みなかみ町湯桧曾 147	0278-72-5879
43	大穴区	大穴会館	みなかみ町大穴 431-2	-
44	大穴区	水上中部コミュニティセンター	みなかみ町大穴 270-4	-
45	鹿野沢区	鹿野沢会館	みなかみ町鹿野沢 98	0278-72-3653
46	小日向区	小日向林業集会所	みなかみ町小日向 473	0278-72-6161
47	高日向区	高日向会館	みなかみ町高日向 96-3	-
48	寺間区	寺間会館	みなかみ町寺間 325	0278-72-6923
49	寺間区	ノルン水上スキー場	みなかみ町寺間 479-139	0278-72-6688
50	小仁田区	小仁田会館	みなかみ町小仁田 259-1	-
51	川上区	水上南部生活改善センター	みなかみ町川上 169 外	0278-72-8450
52	川上区	水上農業者等健康増進施設（南部）	みなかみ町川上 402-1	0278-72-4944
53	湯原区	湯原会館	みなかみ町湯原 636-1	0278-72-5343
54	湯原区	水上社会体育館	みなかみ町湯原 441	0278-72-3707
55	湯原区	水上中学校	みなかみ町湯原 222	0278-72-2124
56	湯原区	水上小学校	みなかみ町湯原 968	0278-72-2054
57	阿能川区	阿能川林業集会所	みなかみ町阿能川 551-1	-
58	阿能川区	みなかみ町高齢者婦人センター	みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-8707
59	谷川区	谷川会館	みなかみ町谷川 514-4	-
60	永井区	永井宿郷土館	みなかみ町永井 452-1	0278-66-1343
61	吹路区	吹路多目的集会施設	みなかみ町吹路 295	0278-66-1348
62	猿ヶ京区	猿ヶ京多目的集会施設	みなかみ町猿ヶ京温泉 254	0278-66-1346
63	赤谷区	赤谷公民館	みなかみ町相俣 2173	0278-66-1411
64	相俣区	相俣公民館	みなかみ町相俣 14	0278-66-1340
65	相俣区	旧猿ヶ京小学校	みなかみ町相俣 1744-15	-
66	浅地区	浅地多目的集会施設	みなかみ町相俣 1291-1	-

67	湯宿区	湯宿生活改善センター	みなかみ町湯宿温泉 600-1	0278-64-1374
68	湯宿区	新治農村環境改善センター	みなかみ町湯宿温泉 2272-49	-
69	笠原区	笠原生活改善センター	みなかみ町須川 1613	0278-64-1358
70	笠原区	新治高齢者会館	みなかみ町須川 1346-3	0278-64-1035
71	須川区	須川公民館	みなかみ町須川 780	0278-64-1039
72	須川区	にいほるこども園	みなかみ町須川 774-1	0278-64-0931
73	谷地区	谷地公民館	みなかみ町須川 343-1	-
74	東峰区	東峰会館	みなかみ町東峰 7	0278-64-1055
75	恋越区	恋越公民館	みなかみ町西峰須川 1417	-
76	入須川区	入須川公民館	みなかみ町入須川 1827	-
77	入須川区	入須川社会体育館	みなかみ町入須川 1924	-
78	塩原区	塩原集会所	みなかみ町西峰須川 449-1	-
79	布施区	布施農事研修所	みなかみ町布施 1629-4	0278-64-1057
80	布施区	布施宿会館	みなかみ町布施 290	0278-64-1054
81	布施区	新治中学校	みなかみ町布施 238	0278-64-0351
82	新巻区	池の原多目的集会施設	みなかみ町新巻 1246	0278-64-1979
83	新巻区	今宿生活改善センター	みなかみ町新巻 111-3	0278-64-1038
84	新巻区	新治小学校	みなかみ町新巻 208	0278-64-0023
85	下新田区	下新田公民館	みなかみ町新巻甲 479	-
86	上羽場区	上羽場集会所	みなかみ町羽場 1848	0278-64-1488
87	下羽場区	下羽場多目的集会施設	みなかみ町羽場 139-3	-
88	下羽場区	花の木公民館	みなかみ町羽場 1494	0278-64-1068
89	下羽場区	廻戸公民館	みなかみ町羽場 812-4	-
90	師田区	師田集会所	みなかみ町師田 183-1	-

### (3) 福祉避難所一覧表

No.	名称	所在地	電話
1	みなかみ町保健福祉センター	みなかみ町月夜野 118	0278-20-2300
2	みなかみ町カルチャーセンター	みなかみ町上牧 1735	0278-20-4040
3	藤原小・中学校	みなかみ町藤原 3491	0278-75-2103
4	水上中学校	みなかみ町湯原 222	0278-72-2124
5	水上デイサービスセンター	みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-4524
6	にいはるこども園	みなかみ町須川 774-1	0278-64-0931
7	新治小学校	みなかみ町新巻 208	0278-64-0023
8	みなかみ町福祉センター	みなかみ町新巻 301-1	0278-64-2366

(4) 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての  
基本的な考え方について

平成17年8月31日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は

保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

### 3 緊急対策事態における動物の保護等

緊急対策事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。



## 5 救 援

### (1) 救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による  
救援の程度及び方法の基準

平成26年3月31日

平成26年内閣府告示第20号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

#### (救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

#### (収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

##### 一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり310円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,401,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用

謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,530,000円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,040円以内とすること。

### 二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - イ 被服、寝具及び身の回り品
  - ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏期	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬期	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- （１） 診療
- （２） 薬剤又は治療材料の支給
- （３） 処置、手術その他の治療及び施術
- （４） 病院又は診療所への収容
- （５） 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- （１） 分べんの介助
- （２） 分べん前及び分べん後の処置
- （３） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
  - イ 棺(附属品を含む。)
  - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
  - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり547,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同

じ。) に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童1人当たり4,100円

(2) 中学校生徒1人当たり4,400円

(3) 高等学校等生徒1人当たり4,800円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり133,900円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
  - イ 飲料水の供給
  - ロ 医療の提供及び助産
  - ハ 被災者の捜索及び救出
  - ニ 死体の捜索及び処理
  - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

(2) 公用令書

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る  
公用令書等の様式を定める内閣府令

(平成二十五年十月一日内閣府令第六十九号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

別記様式第一

収用第 号					
公 用 令 書					
氏 名					
住 所					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
第 8 1 条第 2 項 第 8 1 条第 4 項 第 1 8 3 条において準用する 第 1 8 3 条において準用する					
第 8 1 条第 2 項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 第 8 1 条第 4 項					
年 月 日					
処分権者 みなかみ町長 印					
収用すべき 物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

別記様式第二

保管第 号

公 用 令 書

住 所  
氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第3項  
第81条第4項  
第183条において準用する  
第183条において準用する

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

第81条第3項  
第81条第4項

年 月 日

処分権者 みなかみ町長 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管場所	引渡場所	備 考

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

住 所  
氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第82条において準用する  
第183条

第82条の規定に基づき、次のとおり土地又は家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 みなかみ町長 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	引渡期間	備 考



別記様式第四

使用第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81条第2項、第81条第3項、第81条第4項、第82条、第183条において準用する第81条第2項、第183条において準用する第81条第3項、第183条において準用する第81条第4項、第183条において準用する第82条、の規定に基づく公用令書（年月日第号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第16条、第52条において準用する第16条の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 みなかみ町長 印

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

### (3) 安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の  
手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)  
最終改正：平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

#### (安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

#### (安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

#### (安否情報の照会方法)

第3条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他の必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	回答を希望しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号記号により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 男女の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注 5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

## 安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： \_\_\_\_\_ 担当者名： \_\_\_\_\_

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居住	⑪連絡席その他必要事項	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
  - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考欄」に記入すること。

安否情報照会書

年 月 日	
みなかみ町長 様	
申 請 者 住所（居所） 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 （○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であること。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フ リ ガ ナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）
	その他個人を識別するための情報
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
みなかみ町長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。



## 6 武力攻撃災害の最小化

### (1) 火災・災害等即報要領

#### 火災・災害等即報要領（国民保護に関連する部分の抜粋）

昭和 59 年 10 月 15 日

消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月 消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号

#### 第 1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、

当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防衛、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

## (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社

会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

## 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

### 3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

#### 3 第3号様式（救急・救助事故等）

##### (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

##### (3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

##### (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

##### (5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

##### (6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

##### (7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

##### (8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

## (2) 現地調整所の有り方について

国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について

(平成19年4月 内閣官房)

地方公共団体を含む関係機関（消防、警察、自衛隊等）は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等又は緊急処理事態（以下この文書において「事態」という。）においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の定めるところにより、相互に連携して国民保護措置（緊急処理事態にあつては、緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を実施し、国民の生命、身体及び財産を保護することとされている。こうした活動において複数の関係機関が同一の現場において円滑に連携するためには、現地で活動する各関係機関が互いに活動内容を調整したり、各関係機関が有する情報を共有することが不可欠である。

本文書は、対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部の方針に沿って国民保護措置を実施する関係機関の現場における連絡調整を図るために設置される現地調整所の標準的なモデルを下記のとおり示し、関係機関の的確かつ迅速な対処に資することを目的とする。また、本文書は、事態が認定される前の関係機関による避難誘導、被災者の救助等の活動にも活用されることを念頭に置いている。

※ 本文書における用語の意義は、特段の規定のない限り、事態対処法、国民保護法又は国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の定めるところによる。

## 記

### 第1章 基本方針

国民保護措置を実施する現地関係機関（注1）は、基本指針第1章「4 関係機関相互の連携協力の確保」の規定を踏まえ、相互に緊密な連携を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護するものとする。

注1) 「現地関係機関」とは、市町村、都道府県、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。

### 第2章 現地調整所の活動等

#### 第1節 現地調整所の性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものである。

#### 第2節 現地調整所の設置

1 地方公共団体（国民保護措置が実施される区域を管轄する市町村又は都道府県をいう。以下同じ。）は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場（以下「現地調整所」という。）を迅速に設置するものとする（注2）。

注2）なお、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に地方公共団体以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、地方公共団体は、当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連携が図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせることが必要である。

2 現地調整所は、災害（武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る団体（注3）により設置されるものとする。

注3）市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、都道府県知事が設置することが想定される。

3 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。地方公共団体は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

### 第3節 現地調整所の活動

#### 1 現地調整所の運営

現地調整所の運営（注4）は、原則として現地調整所を設置した地方公共団体の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行う（注5）ものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行うものとする。

注4）「運営」とは、会議の開催等の各現地関係機関の間の連絡調整に係る事務を行うことを意味する。

注5）都道府県知事が現地調整所を設置する場合には、対応の困難性、災害の重大性、市町村の区域を超えた広域的観点等に対応して、円滑な国民保護措置が行われるよう留意する必要がある。

#### 2 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。



確認及び調整を行う活動の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 消防活動
- ・ 被災者の救援（医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 汚染原因物質の除去又は除染
- ・ 警戒区域の設定、交通の規制
- ・ 応急の復旧
- ・ 広報

### 3 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて 入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のものが考えられる。

#### ア 現地関係機関の活動に関する情報

- ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等）
- ・ 現地関係機関の活動状況（作業の進捗状況等）

#### イ 災害に関する情報

- ・ 攻撃による被害の状況（火災の状況等）
- ・ 交通に関する情報（道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等）
- ・ 二次災害の状況（危険性に係る情報を含む）
- ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量

#### ウ 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

#### エ 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

### 第3章 各対策本部と現地調整所との連携

地方公共団体の対策本部（現地対策本部が設置されている場合には、当該現地対策本部を含む。以下同じ。）は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の対策本部に対して報告するものとする。この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

### 雑 則

- 1 このモデルの適用については、特別区は、市とみなす。
- 2 原子力災害並びに核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊兵器による災害への対処における現地関係機関の連携については、他に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

#### 現地調整所における「調整」について（内閣官房）

- 1 本マニュアルに規定している現地調整所は、国民保護法第28条第8項に規定する地方公共団体が設置する現地対策本部のように国民保護対策本部の事務（地方公共団体の管轄区域内における国民保護措置の総合的な推進に関する事務）の一部を行う行政機関と異なり、関係機関の円滑な連携を図るために設けられる、関係機関の間における情報共有の促進等を行う場である。
- 2 各対策本部長が行う総合調整は、国民保護措置を実施する各機関の役割分担や任務に係る政策的な調整であるのに対し、現地調整所における「調整」は、現地での各機関の作業の進め方について打ち合わせをすることを意味しており、言わば即地的な調整（作業ベースの調整）である。
- 3 現地調整所においては、上記のような活動内容に関する調整のほか、国民保護措置を実施する上で必要となる情報や作業の進捗状況に関する情報の共有が行われる。こうした情報は、市町村又は都道府県の職員を通じて各対策本部にフィードバックされ、各対策本部における政策判断や各対策本部長による総合調整に資することになる。また、各対策本部で決定された事項や調整された内容については、各対策本部員を通じて関係機関に伝わるほか、現地調整所にいる市町村又は都道府県の職員を通じて、迅速に現場に到達することになる。

### (3) 生活関連等施設の安全確保の留意点

#### ○国民保護法

第102条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上）  
（国民保護法施行令第27条第1号）

2. 施設の特性

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

【経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課】

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（配水池）

平成27年4月

厚生労働省

### 1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）

### 2. 施設の特性

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

### 4. 所管官庁の連絡先

【厚生労働省健康局水道課】

電話 03-3595-2368

FAX 03-3503-7963

## 生活関連等施設の安全確保の留意点（電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備）

平成27年4月

総務省

### 1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）

### 2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

### 3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）に定める対策の実施に努めること。

### 4. 所管省庁の連絡先

【総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室】

電話 03-5253-5862

FAX 03-5253-5863

1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第27条第9号）

2. 施設の特性

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

- ・ 市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・ 警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見
- ・ 点検・巡視時における不審物等への特段の注意
- ・ ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化
- ・ 危機管理上重要と鳴るダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化
- ・ 関係機関と連携した水質自己対策実施体制の強化
- ・ その他各施設等の特性に応じた対策の実施

（武力攻撃事態等における留意点）

- ・ 関係機関への緊急情報の連絡
- ・ 関係機関と連携した不審物の処理
- ・ 関係機関への挙動不審者の迅速な通報
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施（時間的な余裕がある場合に限る）

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

#### 4. 連絡先

【国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係】

電話（代表）03-5253-8111（内線35494）

（直通）03-5253-8449

FAX 03-5253-1603



## 1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）

## 2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

## 3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

### ○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
  - ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
  - ※ 不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
  - ※ 漏洩した毒物劇物を收容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
  - ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
  - ※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確認

保できる手段を整備

- ※ 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備
- ※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

#### ○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
  - ※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
  - ※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
  - ※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供
- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。
  - ※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
  - ※ 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
  - ※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、

平素より実施する。

#### ○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

##### ・ 通報体制を整備する

※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成

注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ

※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備

※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

##### ・ 応急措置体制を整備する。

※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法

##### ・ 避難体制を整備する。

※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める。

##### ・ 被害の拡大防止体制を整備する。

※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。

##### ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

#### ○ その他の留意事項

・ 上記の留意点は、緊急対処事態についても準用する。

#### 4. 所管省庁の連絡先

【厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室】

電話 03-3595-2298

FAX 03-3593-8913

### 1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第28条第7号）

### 2. 施設の特性

- ・放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボムの材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。  
（※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

### 3. 安全確保の留意点

(1) 放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元

等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

- ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
- ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
- ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
- ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
- ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
- ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の化に努めること。

### (3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の化に努めること。

### (4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特

に留意すること。

①事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

#### 4. 所管省庁の連絡先

【原子力規制庁放射線対策・保障措置課】

電話：03-5114-2155

FAX：03-5114-2128

## 1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

## 2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

## 3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
  - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
  - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
  - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
  - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
  - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
  - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
  - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。



- ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

#### 4. 所管省庁の連絡先

##### 【国立感染症研究所についての連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話 03-3595-2171

FAX 03-3503-0183

##### 【診療所についての連絡先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-3595-2189

FAX 03-3501-2048

##### 【病院についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562

##### 【医薬品産業についての連絡先】

厚生労働省医政局経済課

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

##### 【衛生検査所についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療関連サービス課

電話 03-3595-2194

FAX 03-3507-9041

##### 【保健所・地方衛生研究所についての連絡先】

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

地域保健室

電話 03-3595-2190

FAX 03-3502-3099

##### 【ワクチン・抗毒素についての連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

電話 03-3595-2257

FAX 03-3581-6251

##### 【医薬品製造所についての連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

## 1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

## 2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する生物剤、毒素（以下、生物剤等）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

## 3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
  - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
  - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
  - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
  - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
  - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
  - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消等）により確実に不活化すること。
  - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

- ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

#### 4. 所管省庁の連絡先

【文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室】

電話 03-6734-4113

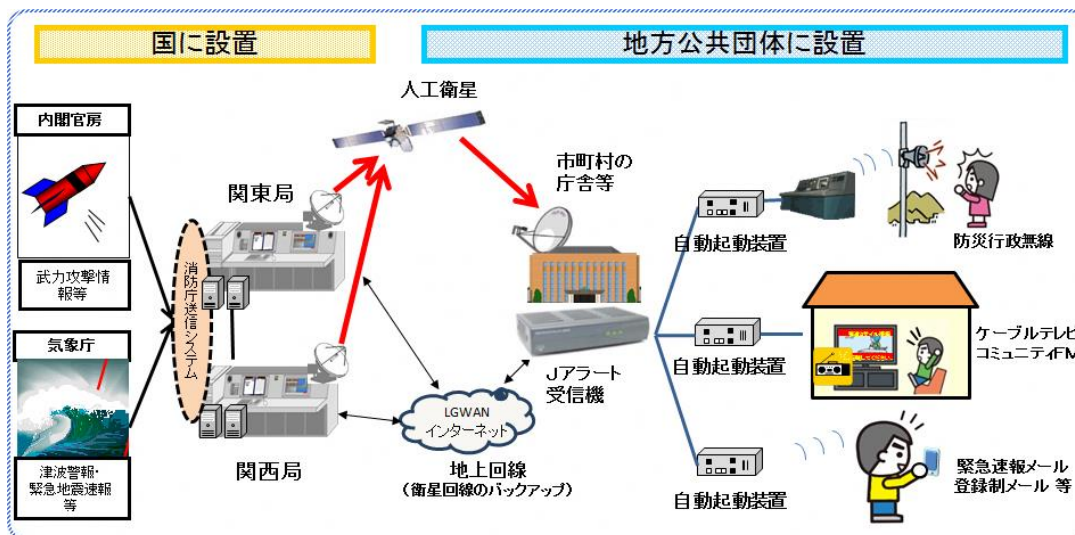
FAX 03-6734-4114

## 7 その他

### (1) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

#### 1 概要

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を經由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



#### 2 J-ALERT で配信される国民保護関連情報

区分	警報音	音声放送
弾道ミサイル 攻撃情報	有事サイレ ン 14秒	ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
航空攻撃情報	有事サイレ ン 14秒	航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性がります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
ゲリラ・特殊 部隊攻撃情報	有事サイレ ン 14秒	ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性がります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
大規模テロ情 報	有事サイレ ン 14秒	大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性がります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。

※有事サイレンは内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）で視聴可能

## (2) 緊急速報メール

### 国民保護に関する情報の緊急速報メール配信を開始しました

(総務省消防庁)

#### ■ 概要

平成26年4月1日から、弾道ミサイル情報等のJアラート配信情報を、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」(※)により携帯電話ユーザーへ配信します。

(※) 緊急速報メール：NTTドコモ提供の”緊急速報「エリアメール」”、KDDI/沖縄セルラー電話(au)、ソフトバンクモバイル、ワイモバイルが提供する”緊急速報メール”のこと。指定された地域内の対応携帯電話に、回線混雑の影響をほとんど受けることなく一斉送信できる。

#### ■ 国民保護とは

我が国に対する武力攻撃や我が国での大規模テロなどが発生した場合に、避難や救援などの措置を行って、国・地方公共団体等が国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

詳しくは、以下の「国民保護ポータルサイト」をご覧ください。

内閣官房 国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

武力攻撃などが発生した場合に、緊急速報メールを用いて国民の皆様へ緊急情報をお伝えするものです。具体的には、政府が総務省消防庁を通じて次のような情報を発信します。

例① 日本に向けてミサイルが発射された場合

(見本)

政府からの発表  
2014/01/16 10:10  
「発射情報。発射情報。先程、●●からミサイルが発射された模様です。続報がはいり次第お知らせします。」  
(総務省消防庁)

例② 日本に向けてミサイルが発射され、上空から落下物が見込まれる場合

(見本)

政府からの発表  
2014/01/16 10:10  
「緊急情報。緊急情報。ミサイルの一部が落下する可能性があります。安全のため、屋内に避難し、テレビ、ラジオをつけて下さい。」  
(総務省消防庁)

#### ■ 国民保護に関する情報を受信した場合には

緊急速報メールで配信する国民保護に関する情報は、関係する地域の方に一斉配信されます。国民保護に関する情報を受信した場合には、直ちに身の安全を確保し、テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。

### (3) みなかみ町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、みなかみ町の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めるものとする。

##### (用語の意義)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、国民保護法第158条第1項の特殊標章で、別紙に定める腕章、帽章、旗及び車両章をいう。

2 この要綱において「身分証明書」とは、国民保護法第158条第1項の身分証明書で、別図に定めるものをいう。

##### (交付の対象者)

第3条 町長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条第1項の規定により町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 町職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

##### (交付の手続)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2。以下「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請によりその内容が適正と認められるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

#### 第2章 特殊標章の交付等

##### (腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、平時において、町長が必要と認めるものに対し、第2条第1項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、武力攻撃事態等において、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項に規定する者を除く。）並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 町長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、当該場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 町長は、平時において国民保護措置についての訓練を実施する場合は、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 町長は、前項の規定により腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができる。

（特殊標章の特例交付）

第8条 町長は、第4条第2項の規定にかかわらず、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を受ける時間的余裕がないときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

2 町長は、前項の規定により特殊標章を交付したときは、交付後必要と認めるときに、当該特殊標章を交付した者に対して特殊標章の返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、既に交付されている特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 町長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

2 町長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪え

ない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、既に交付されている身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### 第6章 雑則

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、ガイドラインに



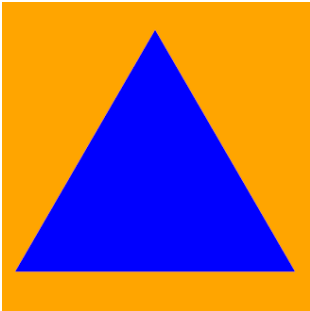
定めるところによる。

第 19 条 特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

附 則

この告示は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向く。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接しない。
帽 章	帽子（ヘルメットを含む）の正面又は側面に表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

裏面

	<p>みなかみ町長</p> <p>身分証明書</p> <p>IDENTITY CARD</p>	
<p>国民保護措置に係る職務等を行なう者用</p> <p>for civil defence personnel</p>		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p>		
交付等の年月日/Date of issue _____		
証明書番号/No. of card _____		
許可権者 issuing authority      みなかみ町長		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing or information</p> <p>血液型/Blood type</p>		
<p>所持者の写真</p> <p>/Photo of holder</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

別記様式2（第4条関係）

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名（漢字）	氏名（ローマ字）	生年月日	資格	交付等の年 月日	有効期間の 満了日	身長	眼の 色	頭髪 の色	血液型	その他の 特徴	標章の 使用	返納日	備考
1(例)	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/1/1	町職員	2013/3/31	2015/3/31	170	茶	黒	0		ヘルメット	2015/3/31	

別記様式1 (第4条関係)

### 特殊標章等にかかる交付申請書

平成 年 月 日

みなかみ町長 へ

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) ..... (ローマ字) .....	生年月日(西暦) .....年.....月.....日
-------------------------------	--------------------------------

申請者の連絡先 住所：〒..... ..... 電話番号 ..... E-mail .....	写真 縦4cm×横3cm (身分証明書の交付の場合のみ)
---	------------------------------------

識別のための情報(身分証明書の交付の場合のみ記載) 身長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....
---

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 ..... .....
---

(許可権者使用欄) 資格：..... 交付等の年月日：..... 証明書番号：..... 有効期間の満了日：..... 返納日：.....
---

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
(あて先) みなかみ町長	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 紛失した(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他の必要な事項	
※受付欄	※経過欄

### 身分証明書再交付申請書

年 月 日	
(あて先) みなかみ町長	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他の必要な事項	
※受付欄	※経過欄